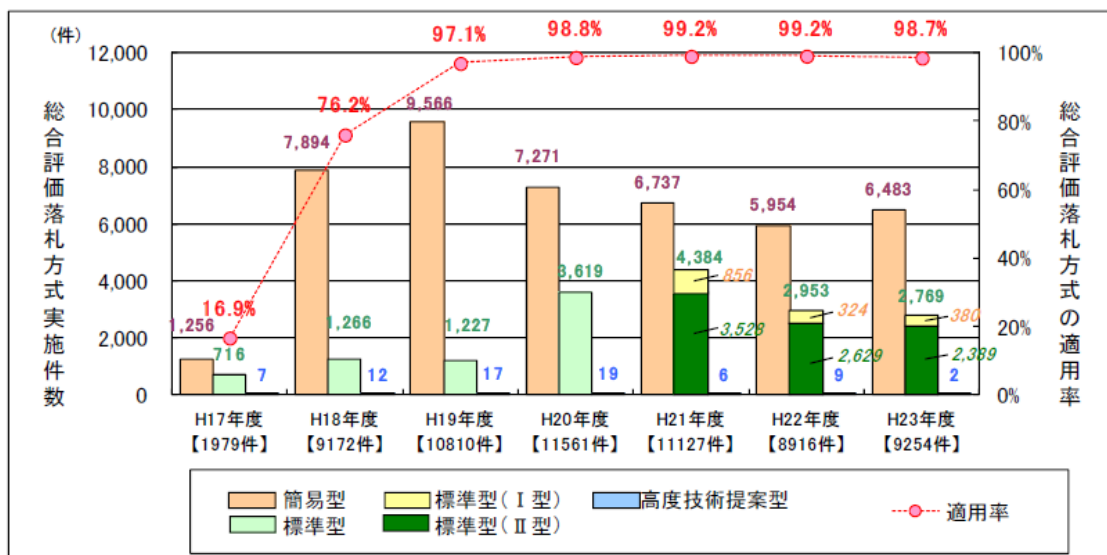


従来の公共調達方式における「サービスの価値の向上」について

1. 我が国における従来の公共調達方式での総合評価方式について

(1) 総合評価方式の適用状況

- ・国土交通省国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）の資料によると、国土交通省直轄工事では、平成23年度において、総合評価方式の適用率は件数ベースで98.7%となっている。平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、近年では価格以外の評価項目も重視した総合評価方式の適用が増えている状況にある。



注1) 8地方整備局の工事を対象（港湾・空港関係工事を含む）。
 注2) 適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価落札方式実施件数の割合。

図 3 - 2 - 1 実施件数の変遷

(出典：直轄工事における総合評価落札方式の実施状況（平成23年度年次報告）（平成25年3月、国総研）)

(2) 価格以外の評価項目の考え方について

- ・「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月、国土交通省)には、総合評価方式における価格以外の評価項目の設定にあたり、以下に示す3つの観点が示されている。

①企業の能力等

- ・発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するもの。企業の施工実績や工事成績、表彰等を評価する。また、従来「企業の信頼性・社会性」として評価していた現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる企業であるかという視点からの地域貢献度についても、企業の能力等の中で評価する。

②技術者の能力等

- ・発注者が示す仕様に基づき、施工に直接係わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するもの。配置予定技術者の施工実績や工事成績、表彰、ヒアリング(監理能力、理解度)等を評価する。

③技術提案(施工計画)

- ・発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するもの。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

- ・なお、従来の公共調達方式においては、民間事業者の提案余地が小さい事業もあることから、企業の能力や施工計画等も重視して評価する側面があると考えられる。一方PFIにおいては、民間事業者の提案余地が多いことから、主に技術提案を重視して評価していると考えられる。

2. 海外における従来の公共調達方式での総合評価方式について

- ・イギリスでは、VFMの考え方に基づき、PFI等新たな契約方式の導入や、品質評価を含む事業者選定等、公共事業改革が行われてきたところである。EU加盟国では、EU公共調達指令(以下「EU指令」という。)が各国法規則に反映されており、事業者選定基準としては、「最低価格」と「最も経済的に有利な札(the Most Economically Advantageous Tender、以下「MEAT」という。)」のいずれかが適用されている。
- ・アメリカにおいても、最低価格落札方式だけでなく、「ベスト・バリュー(Best Value)」の考え方が浸透し、一部の調達においては価格以外の要素も含むベスト・バリューによる落札者の決定がなされている。
- ・EUのMEATや、アメリカのベスト・バリューは、価格以外の評価項目も含めて事業者を選定するもので、我が国の総合評価方式と同類のものとされる。以下に、各々について整理する。

(1) イギリス

- ・イギリスの調達方法は、EU指令に基づいて公共契約規則(The Public Contracts Regulations)が定められており、調達手続や事業者選定にあたっての基準となっている。事業者の選定は、

「プロジェクトのライフサイクル全体でVFMが最大のもの」を選択することとなっており、これは、EU指令でいうところのMEATと同義とされている。最低価格による落札は、もはや単純な工事契約を除いては認められない、ともいわれている。

- ・ イギリスのMEATにおいては、品質と価格の考え方やウェイトは個々の契約毎に異なるものの、技術的に複雑、かつ革新的なものになればなるほど品質のウェイトが高く、単純定型的な工事については価格の比重が高い傾向にあるといわれている。
- ・ 公共契約規則では、契約機関がMEATを適用する場合、下記の内容から、契約の主要事項に関連する基準を使用しなければならないとされている。

品質、価格、技術的長所、美的・機能的特徴、環境配慮の特徴、ランニングコスト、費用の効率性、アフターサービス、技術的支援、引渡日・納期・完了期日

(The Public Contracts Regulations 2006 に基づき作成)

- ・ 英国道路庁における建設事業では、すべてに制限手続（入札方式の一つで、発注機関に選ばれた事業者のみが入札に参加し、契約者を特定する手続き）を用いており、事業者選定基準はMEATが適用されている。このように、我が国における総合評価と同類の評価が主流となっている。なお、道路庁の事業では、事業の特性によって差があるものの、総合評価における価格、品質の重みはほぼ同等に設定されている。

表 3 - 2 - 1 英国道路庁における建設事業の調達件数

入札方式	選定基準	2010 年	2011 年	2012 年
制限手続	最低価格	0	0	0
	最も経済的に有利 (M E A T)	1	5	8
公開手続・交渉手続・その他		0	0	0

(出典：国土技術政策総合研究所資料 第 772 号 海外における公共調達 (平成 26 年 1 月、国総研))

(2) アメリカ

- ・アメリカでは、連邦調達規則 (Federal Acquisition Regulation、以下「F A R」という。) に基づいて調達が行われている。この F A R では、調達方法を大きく、封印入札と交渉契約に分けているが、このうち交渉契約において、我が国の総合評価方式に近いベスト・バリューが手法の一つとして挙げられている。
- ・ベスト・バリューとは、価格という基準に加え、企業の過去の実績や技術力、財務能力などの要件を考慮したものであり、必ずしも最低価格を落札基準とした調達を行わないことを意味する。このベスト・バリューの概念を用いることにより、最低価格で調達した場合よりも長期的な費用削減が可能となったといわれている。
- ・調達機関がベスト・バリューを選択する場合、その評価要素を予め規定する必要がある、必ず考慮しなければならない評価要素が、「価格」、「品質」及び「過去実績」の 3 要素とされている。さらに、調達する物品やサービスの価格の重要性に応じて、「要求を満たす最低金額」か「技術と価格の主観的評価」のいずれかを選択することになる。要求事項を明確化することが困難な場合や、よりリスクの高い契約内容である場合には、「技術と価格の主観的評価」が用いられる。

表 3-2-2 ベスト・バリューの評価基準

要求を満たす最低金額 Lowest Price Technically Acceptable Selection Process (LPTAs)	技術と価格の主観的評価 Tradeoff Process
<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書が技術要件を満たし、かつ最低価格である場合にベスト・バリューが実現できると考えられる場合に利用する手法である。 ・ 提案要請書には、評価項目を明記し、最低価格であり価格以外の要件を満たす者を選定する旨を明記しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低価格であることよりも、特定の評価基準により最も高い評価を得た事業者を選定することにより、ベスト・バリューが実現できると考えられる場合に利用する手法である。 ・ 提案要請書には、全ての評価項目と各項目の重み付けを明記する必要がある。

(国土技術政策総合研究所資料 第 772 号 海外における公共調達 (平成 26 年 1 月、国総研) 及び公共サービスの調達手続に関する調査報告書 (平成 23 年 4 月、内閣府) より作成)

- ・ 連邦道路庁の建設工事では、封印入札の占める割合が高いものの、DB や包括的調達では競争プロポーザルを用い、事業者選定基準にベスト・バリューが適用されている。なお、価格と品質の評価割合は様々である。